

搭乗時の経験を説明する木島英登さん(左) 大阪府豊中市



鹿児島県奄美市の奄美空港で今月5日、格安航空会社(LCC)「バニラ・エア」(本社・成田空港)の関西(本社・成田空港)の関西空港行きの便を利用した半身不随で車いすの男性が階段式のタラップを腕の力で自力で上ったされる事態になっていたことがわかった。バニラ・エアは「不快にさせた」と謝罪。車いすでも搭乗できるように設備を整える。

## バニラ・エア 奄美

# 謝罪、昇降機を導入へ

木島さんがタラップを上ったときのイメージ



木島さんは関空の搭乗カウンターでタラップの写真を見せられ、「歩けない人は乗れない」と言われた。木島さんは「同行者の手助けで上り下りする」

木島さんは関空の搭乗カウンターでタラップの写真を見せられ、「歩けない人は乗れない」と言われた。木島さんは「同行者の手助けで上り下りする」

男性は大阪府豊中市のバニラ・エア研究所代表、木島英登さん(44)。高校時代にラダービーの練習中に脊椎を損傷し、車いすで生活している。木島さんは6月30日に知人らとの旅行のために、車いすで関空に向かった。木島さんはバニラ・エアによる、搭乗便はジエット機で、関空には搭乗フリッジがあるが、奄美空港では降機がタラップになるとして、木島さんは「同行者の手助けで上り下りする」

木島さんは「同行者の手助けで上り下りする」と説明された。同行者が往路と同様に車いすを降り、階段を背にして17段のタラップの一

# 車いす客

# 階段上りされる

番下の段を座り、腕の力を使って一段ずつずり上がりながら、空港職員が「それもダメです」と言つたが、58カ国を訪れ、多くの空港を利用してきたが、連絡なく車いすで行つたり、施設の整っていない空港たちにしても「歩けないことを理由に搭乗を拒否されることがなかった」と話す。

バニラ・エアはANAホールディングスの傘下で、車いすを抱いで(タラップ)を下りたのは(同社の規定)違反だった」と言われた。その後、「同行者の手伝いのもと、自力で階段昇降をできるなら搭乗できること」違法だ」と言わわれた。その後、「同行者の手伝いのもと、自力で階段昇降をできるなら搭乗できること」違法だ」と言わわれた。その後、「同行者の手伝いのもと、自力で階段昇降をできるなら搭乗できること」違法だ」と言わわれた。

木島さんは「車いすでも心配なく利用できるようにしてほしい」と話している。(永井啓)

## 車いす想定は当然

内閣府の障害者制度改革担当室長を務めた弁護士の東俊裕・熊本学園教授(障害法)の話 公共交通の一翼を担う航空会社として、車いすの障害者にどうやって乗ってもらうかを想定するのは当然のことだ。昨年4月に施行された障害者差別解消法では、正当な理由のない障害者へのサービス拒否や制限を禁じ、「合理的配慮」を定めている。今回の「歩けない障害者は乗せない」という拒否は直接差別にあたる。今や障害者への対応は、解消法によってコンプライアンス(法令や社会規範の順守)の問題となつておらず、企業には法の理解が求められている。

JA-LCC訓練部は「スタッフが体を抱えて(座席に)案内することになります」と説明。ただ、体触れられないなどの理由で乗れない場合は、機内まで案内していきたいとなる。JA-LCCのピーチ・アビュートが体を抱えて(座席に)案内することになります」と説明。ただ、体触れられないなどの理由で乗れない場合は、機内まで案内していきたいとなる。(高木智子、野田佑介)

## 航空各社「体抱えて案内」

車いすを持ち上げる施設がなく、障害者がタラップを上り下りしないといけないとき、ほかの航空会社はどう対応しているのか。

ANA大阪空港支店総務部の広報担当者は「乗客にお声掛けしたうえで体を抱えてお手伝いをしている。同行者がいない一人旅のと

機も29日から導入する。同社の松原玲人人事・総務部長は「やり取りする中でお客様が自力で上ることになり、職員は見守るしかなかった。こんな形での搭乘はやるべきでなく、本意ではなかった」とし、同社は木島さんに謝罪。木島さ

きも同様で、最大限のサポートをしている」と話す。予約は必要なく、当日でも

(座った状態で運ぶ担架)を14日から使用、階段昇降機で昇降する。同社の松原玲人人事・総務部長は「やり取りする中でお客様が自力で上ることになり、職員は見守るしかなかった。こんな形での搭乗はやるべきでなく、本意ではなかった」とし、同社は木島さんに謝罪。木島さ